

社会資本整備審議会建築分科会

第14回基本制度部会 議事次第

日 時 平成20年6月5日(木)
13:00~14:00
場 所 国土交通省(合同庁舎3号館)
11階特別会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 改正建築基準法の施行状況等について

(2) 建築材料等の品質確保のための制度の再点検について

・防耐火認定小委員会の設置について

(3) その他

4. 閉会

<配布資料>

資料1 構造計算書偽装問題等で明らかになった課題への対応

資料2 住宅着工、建築確認の動向

資料3 改正建築基準法施行後の建築確認手続きの円滑化を図るための取組

資料4 建築士法等の一部を改正する法律について

資料5 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に係る状況について

資料6 防耐火関連の大臣認定について判明した不適切事案

資料7 エレベーター等における強度の低い鋼材使用について

資料8 今後の進め方(案)

(別紙)防耐火認定小委員会の設置について(案)

参考資料1 基本制度部会委員名簿

参考資料2 防耐火構造・防火材料の大臣認定制度について

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題

- **建築確認・検査の課題**
 - ・ 複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された
 - ・ 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を破ることは困難
 - ・ 建築士が設計を行うことで審査省略される木造住宅において、構造耐力上の違法行為があった
- **指定確認検査機関の課題**
 - ・ 指定確認検査機関の要件強化が必要
 - ・ 指定確認検査機関の監督強化が必要

建築行政の課題

- **建築士の資質・能力の課題**
 - ・ 元請建築士の能力不足 等

建築士制度の課題

- **建築設計の専門分化の課題**
 - ・ 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確
- **建築士事務所の課題**
 - ・ 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要
- **違法行為に対する罰則等の課題**
 - ・ 違法行為に対する罰則等が不十分

消費者保護の課題

- **瑕疵担保責任履行の実効性の課題**
 - ・ 住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

I. 建築基準法等の一部改正(第164回通常国会)

- ◆ **建築確認・検査の厳格化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 高度な構造計算を要する一定高さ以上の建築物について、構造計算適合性判定の義務付け
 - ・ 3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け
 - ・ 建築確認・検査の指針の策定及び公表
- ◆ **指定確認検査機関の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 指定要件の強化(損害賠償能力、公正中立要件等)
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に関する情報開示(監督命令等)

建築士等の業務の適正化 [H19.6.20施行]

- ◆ **建築士等の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止
 - ・ 確認申請書等に設計を担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け
 - ・ 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名等を毎年度知事に報告、知事による当該書類の閲覧
- ◆ **罰則の強化等 [H19.6.20施行]**
 - ・ 建築士等に対する罰則の大幅な強化 等
 - ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表

住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示 [H18.12.20施行]

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示 [H18.12.20施行]**
 - ・ 宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

II. 建築士法等の一部改正(第165回臨時国会)

- ◆ **小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し**
 - ・ [今後、設計者等向け講習会を実施。一定の周知期間をおき、設計者等が内容を十分に習熟した後、施行予定]
- ◆ **建築士の資質・能力の向上 [H20.11.28施行]**
 - ・ 建築士に対する定期講習の受講義務付け 等
- ◆ **高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化 [H21.5.27施行]**
 - ・ 構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け
- ◆ **設計・工事監理業務の適正化等 [H20.11.28施行]**
 - ・ 管理建築士の要件強化、重要事項説明の義務付け等
 - ・ 一定の建築設計等について一括再委託の全面的禁止
 - ・ 建築士名簿の閲覧
- ◆ **団体による自律的な監督体制の確立 [H21.5月末までに施行予定]**
 - ・ 建築士事務所協会等の法定化 等

III. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(第166回通常国会)

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効性を確保するための資力確保措置の義務付け等**
 - ・ 保険や供託の仕組みを活用した資力確保の義務付け [H21.10.1施行]
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定 [H20.4.1施行]
 - ・ 保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備 [H20.4.1施行]

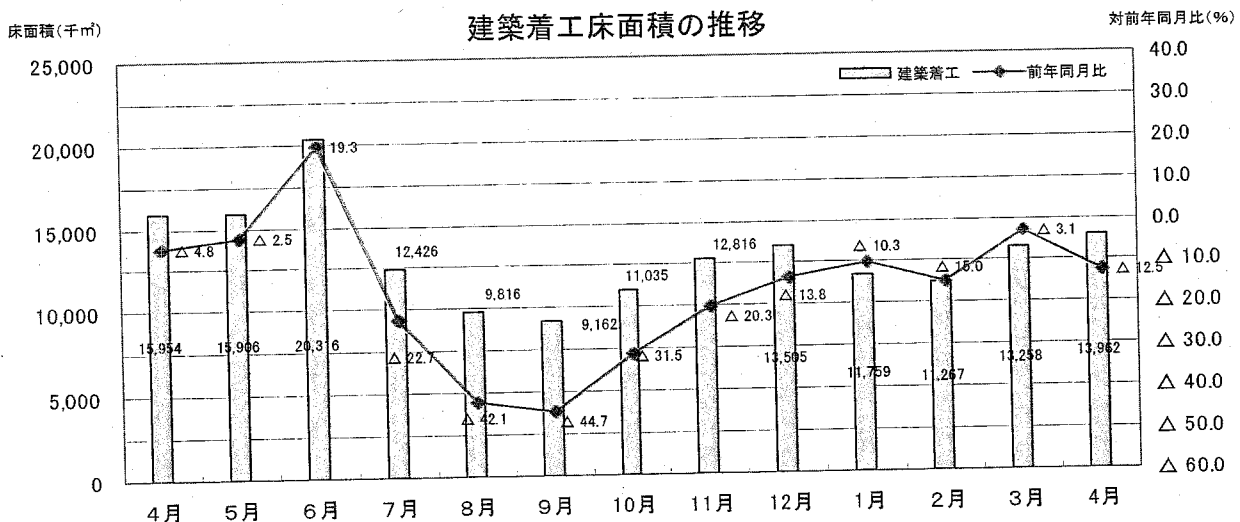
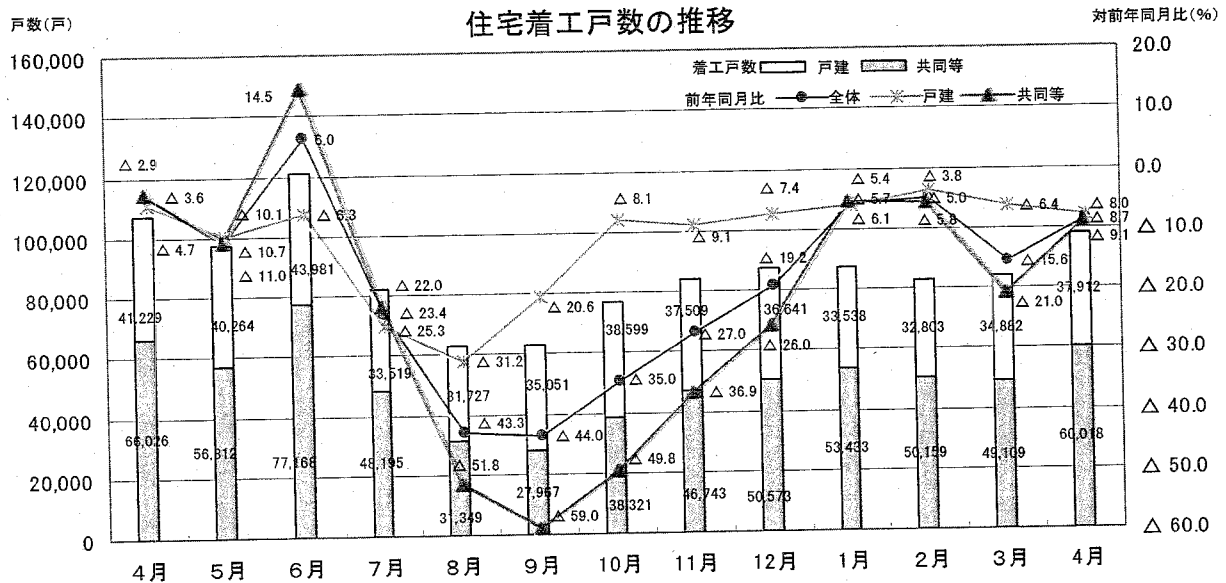
住宅着工、建築確認（確認、申請）の動向 （平成19年4月～平成20年4月）

(1) 4月の住宅着工戸数は、対前年同月比の減少幅が再び1ケタ台に減少。
4月の建築着工床面積は、対前年同月比の減少幅が増加。（次ページ参照）

【住宅着工（戸数）・建築着工（床面積）の推移】

平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
住宅着工(戸数)	107,255	97,076	121,149	81,714	63,076	63,018	76,920	84,252	87,214	86,971	82,962	83,991	97,930
(対前年同月比)	△ 3.6	△ 10.7	6.0	△ 23.4	△ 43.3	△ 44.0	△ 35.0	△ 27.0	△ 19.2	△ 5.7	△ 5.0	△ 15.6	△ 8.7
戸建住宅	41,229	40,264	43,981	33,519	31,727	35,051	38,599	37,509	36,641	33,538	32,803	34,882	37,912
(※1)	△ 4.7	△ 10.1	△ 6.3	△ 25.3	△ 31.2	△ 20.6	△ 8.1	△ 9.1	△ 7.4	△ 6.1	△ 3.8	△ 6.4	△ 8.0
共同住宅等	66,026	56,812	77,168	48,195	31,349	27,967	38,321	46,743	50,573	53,433	50,159	49,109	60,018
(※2)	△ 2.9	△ 11.0	14.5	△ 22.0	△ 51.8	△ 59.0	△ 49.8	△ 36.9	△ 26.0	△ 5.4	△ 5.8	△ 21.0	△ 9.1
建築着工(床面積 千㎡)	15,954	15,906	20,316	12,426	9,816	9,162	11,035	12,816	13,505	11,759	11,267	13,258	13,962
(対前年同月比)	△ 4.8	△ 2.5	19.3	△ 22.7	△ 42.1	△ 44.7	△ 31.5	△ 20.3	△ 13.8	△ 10.3	△ 18.0	△ 3.1	△ 2.5

※1 「戸建住宅」は「一戸建住宅」の着工戸数
 ※2 「共同住宅等」は「共同住宅」及び「長屋建住宅」の着工戸数の合計



平成20年4月の建築着工統計

◎ 住宅着工（新設住宅着工戸数）（単位：戸、％）

	総計	持家	貸家	給与住宅	分譲住宅		季節調整値 年率換算 (千戸)
					うちマンション	その他	
戸数(戸)	97,930	27,274	39,220	388	31,048	20,889	1,151
前年比(%)	△8.7	△7.8	△5.3	△76.2	△10.4	△10.7	

※分譲戸建て等は、10,159戸（前年比△9.8%）

[参考] 過去5年度間の着工

H15年度 1,174千戸
 H16年度 1,193千戸
 H17年度 1,249千戸
 H18年度 1,285千戸
 H19年度 1,036千戸

◎ 建築物着工

		床面積の合計 (x 1,000 m ²)	前年比(%)
建築物計		13,962	△12.5
用途別	居住用	8,950	△9.6
	非居住用 (うち 民間非居住用)	5,011 (4,595)	△17.2 (△16.6)

[参考] 建築物着工の対前年同月比の推移

	H19										H20			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
建築物計	△ 4.8	△ 2.5	19.3	△ 22.7	△ 42.1	△ 44.7	△ 31.5	△ 20.3	△ 13.8	△ 10.3	△ 15.0	△ 3.1	△ 12.5	
用途別	居住用	△ 3.5	△ 12.9	2.0	△ 23.7	△ 41.8	△ 39.0	△ 29.6	△ 26.7	△ 20.4	△ 8.4	△ 8.0	△ 12.4	
	非居住用	△ 6.9	14.2	47.4	△ 21.2	△ 42.5	△ 53.7	△ 34.8	△ 9.6	△ 3.9	△ 13.2	△ 25.1	15.6	

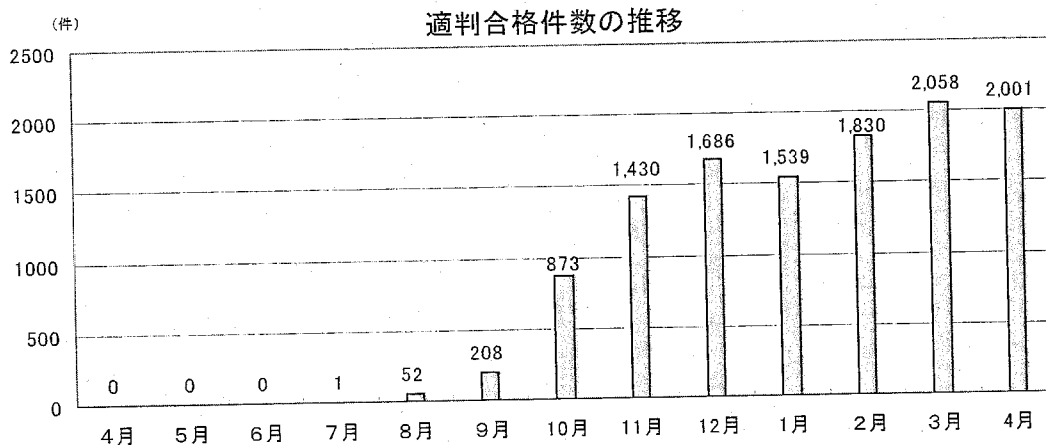
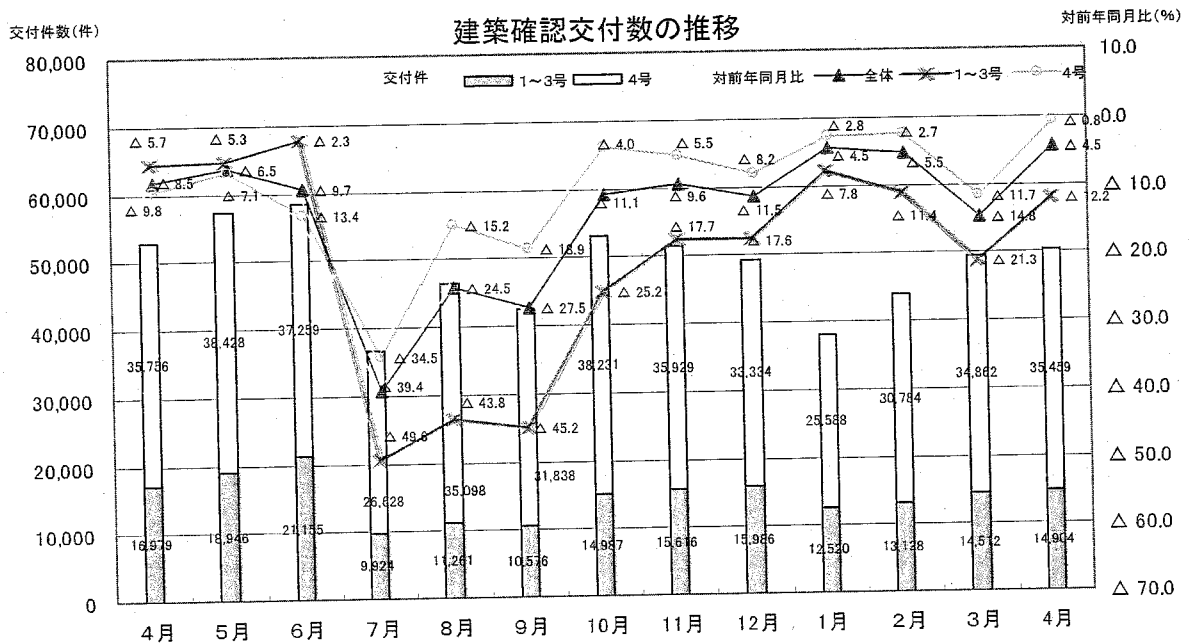
(2) 4月の建築確認件数は、1～3号建築物、4号建築物とも対前年同月比の減少幅が大幅に減少。構造計算適合性判定の合格件数は概ね横ばい。

【確認済証（交付件数）の推移】

平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
建築確認(交付件数)	52,735	57,374	58,414	36,552	46,359	42,414	53,218	51,545	49,320	38,108	43,912	49,374	50,363
(対前年同月比)	△ 8.5	△ 6.5	△ 9.7	△ 39.4	△ 24.5	△ 27.5	△ 11.1	△ 9.6	△ 11.5	△ 4.5	△ 5.5	△ 14.8	△ 4.5
1～3号建築物 (※1)	16,979	18,946	21,155	9,924	11,261	10,576	14,987	15,616	15,986	12,520	13,128	14,512	14,904
(対前年同月比)	△ 5.7	△ 5.3	△ 2.3	△ 49.6	△ 43.8	△ 45.2	△ 25.2	△ 17.7	△ 17.6	△ 7.8	△ 11.4	△ 21.3	△ 12.2
適判合格件数	-	-	0	1	52	208	873	1,430	1,686	1,539	1,830	2,058	2,001
4号建築物 (※2)	35,756	38,428	37,259	26,628	35,098	31,838	38,231	35,929	33,334	25,588	30,784	34,862	35,459
(対前年同月比)	△ 9.8	△ 7.1	△ 13.4	△ 34.5	△ 15.2	△ 18.9	△ 4.0	△ 5.5	△ 8.2	△ 2.8	△ 2.7	△ 11.7	△ 0.8

※1 特殊建築物、一定規模以上の建築物（建築基準法第6条第1項第1～3号）

※2 1～3号建築物以外の建築物で木造2階建て等の小規模建築物（建築基準法第6条第1項第4号）



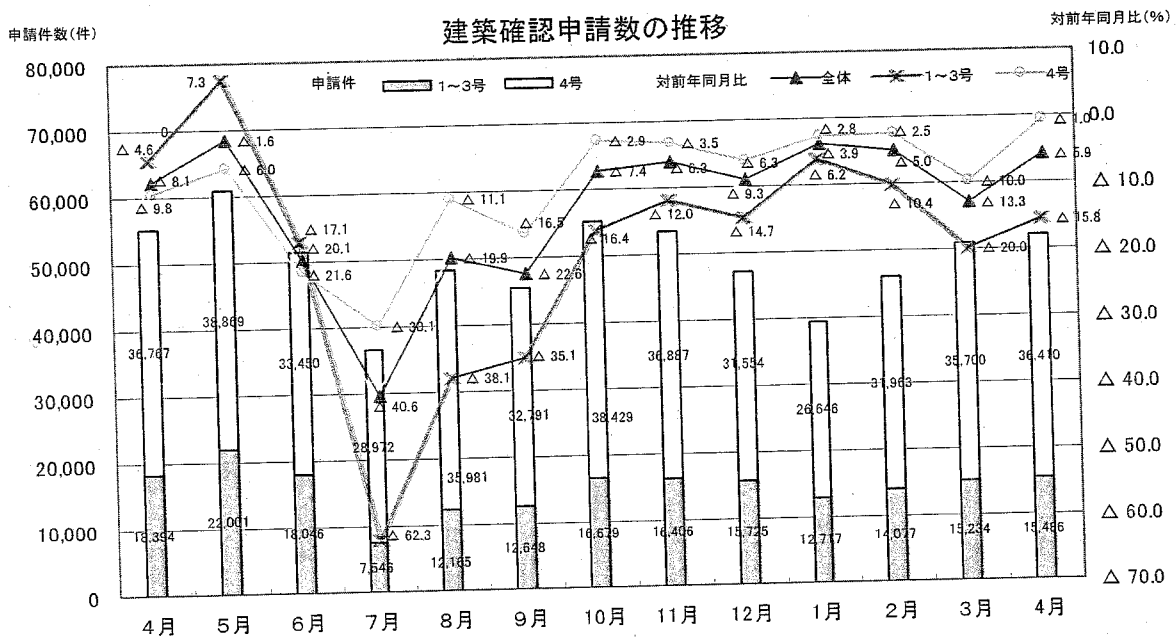
(3) 4月の建築確認申請件数は、1～3号建築物、4号建築物とも対前年同月比の減少幅が大幅に減少。構造計算適合性判定の申請件数は増加。

【建築確認（申請件数）の推移】

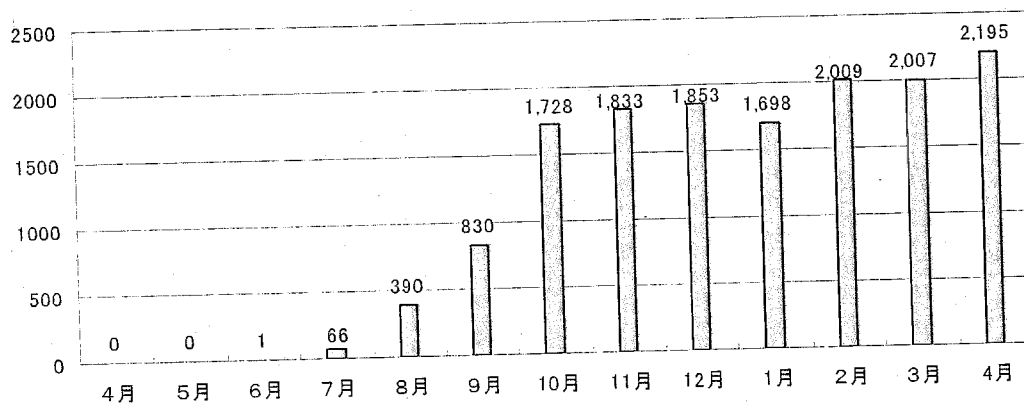
平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
建築確認(申請件数)	55,161	60,870	51,496	36,518	48,146	45,439	55,108	53,293	47,279	39,363	46,040	50,934	51,896
(対前年同月比)	△ 8.1	△ 1.6	△ 20.1	△ 40.6	△ 19.9	△ 22.6	△ 7.4	△ 6.3	△ 9.3	△ 3.9	△ 5.0	△ 13.3	△ 5.9
1～3号建築物 (※1)	18,394	22,001	18,046	7,546	12,165	12,648	16,679	16,406	15,725	12,717	14,077	15,234	15,486
(対前年同月比)	△ 4.6	7.3	△ 17.1	△ 62.3	△ 38.1	△ 35.1	△ 16.4	△ 12.0	△ 14.7	△ 6.2	△ 10.4	△ 20.0	△ 15.8
適判申請件数	-	-	1	66	390	830	1,728	1,833	1,853	1,698	2,009	2,007	2,195
4号建築物 (※2)	36,767	38,869	33,450	28,972	35,981	32,791	38,429	36,887	31,554	26,646	31,963	35,700	36,410
(対前年同月比)	△ 9.8	△ 6.0	△ 21.6	△ 30.1	△ 11.1	△ 16.5	△ 2.9	△ 3.5	△ 6.3	△ 2.8	△ 2.5	△ 10.0	△ 1.0

※1 特殊建築物、一定規模以上の建築物（建築基準法第6条第1項第1～3号）

※2 1～3号建築物以外の建築物で木造2階建て等の小規模建築物（建築基準法第6条第1項第4号）



適判申請件数の推移



改正建築基準法施行(6/20)後の建築確認手続の円滑化を図るための取組

平成19年

6月20日～

- (財)建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設(6/29～)
 - ・改正建築基準法に係る質疑応答集(Q&A集)の掲載
 - ・確認審査・検査の運用解説、構造計算書適合性判定の運用解説(マニュアル)の掲載
- 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書(8/10発刊。9/5～講習会開催)

9月7日(追加対策公表)～

- 電話相談窓口の開設(9/18～)
- 建築確認手続の円滑化に実効性の高い事項について技術的助言を通知(9/25付け)

9月28日(追加対策公表)～

- 関係団体等に対する都道府県毎の説明会の開催、都道府県における相談窓口設置
- 改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣
- 指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援(判定支援ネットワークを設置)
- 確認審査等に関する苦情の受付

10月9日(追加対策公表)～

- 改正法の円滑な施行に向けて、都道府県知事あてに総務省・国土交通省で連名通知
- 政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付(10/9～)(中企庁)
- 民間金融機関の中小企業資金の円滑供給について金融庁から関係団体あて通知(10/16付け)

10月30日(追加対策公表)～

- 実務者向けのわかりやすいリーフレット「新しい建築確認手続きの要点」の配布
- 施行規則の一部見直し(大臣認定書の添付及び軽微な変更の取扱い、11/14公布・施行)

11月27日

- セーフティネット保証の対象業種を追加指定(中企庁)
(11/27:15業種 → 12/18:20業種 → 2/29:27業種 計62業種)

12月7日(追加対策公表)～

- 構造設計者向けサポートセンター、建築確認円滑化対策連絡協議会の設置(全都道府県)
- 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定、間違い事例集の作成
- 構造計算適合性判定機関の業務の効率化(判定員1名で判定可能な範囲の明確化)
- 建築確認円滑化対策、中小企業資金繰り対策の関係業界への説明会を全都道府県で実施(リーフレット「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」の配布)

12月14日

- 建築確認問題に関する関係省庁連絡会議の設置

平成20年

1月21日

- 大臣認定構造計算プログラムの試行利用の開始(関係者によるコンソーシアムの発足)

2月22日

- 構造計算プログラムの大臣認定(㈱NTTデータ 3月25日 販売開始)

2月29日

- 建築確認手続の円滑化に向けた取組の強化・継続等について通知

3月14日

- 構造計算適合性判定員養成講習会(2/18に実施)の修了者319名等を追加登録するとともに、各判定機関に判定員増員を要請

3月28日

- 沖縄県のRC造戸建住宅等について図書省略認定制度を活用した建築確認手続の簡素化(2階建以下を対象に第1弾認定。4/30には3階建を含むより広範な計画を対象に第2弾認定)

4月17日

- 既存建築物における増改築の円滑化を図るため、増築部分を工事した後に既存部分を段階的に改修できる「全体計画認定制度」の弾力的運用について特定行政庁に通知

5月27日

- 建築設備や非構造部材等の「軽微な変更」についても、実務者が明確に判断できるように建築基準法施行規則を改正

6月2日

- (社)日本鋼構造協会による一定の鉄骨造に係る図書省略を認定

図書省略認定制度を活用した建築確認手続の簡素化

1 図書省略認定制度の概要

国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造方法の建物について、通常の構造計算書の代わりに国土交通大臣が指定した簡単な計算書をもって確認申請図書とすることができる制度。認定を受けた構造方法の建物については、構造計算に係る審査を簡略化することが可能となり、構造計算適合性判定についても不要。

(建築基準法施行規則第1条の3第1号ロ(2)に基づく認定)

2 図書省略制度の活用

○沖縄県では、戸建住宅を含め、鉄筋コンクリート造の建物が大半を占め、また、ピロティ形式(1階が壁のない構造形式)の建物が多いため、他の地域と比較して、高度な構造計算が必要となり、構造計算適合性判定の対象となる建物の割合が高い。このため、「図書省略認定制度」を活用して、鉄筋コンクリート造の戸建住宅等について建築確認手続を簡素化。

(第1弾認定(2階建以下を対象:平成20年3/28)

(第2弾認定(3階建以下を対象とし、より広範な設計を可能とする)
:4/30)

○(社)日本鋼構造協会による、3階建て以下の鉄骨造の店舗、事務所等を対象とした図書省略について認定(6/2)。

<適用範囲概略>

- ・用途:店舗、事務所、住宅及びその併用
- ・階数:3階以下
- ・延べ面積:30㎡~5,000㎡
- ・軒高:9m以下
- ・高さ:13m以下

他に、構造形式、柱、梁の断面・材料等の適用範囲の制限がある。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令について (計画変更の確認手続きを要しない「軽微な変更」に係る改正)

(1) 概要

建築確認手続きの円滑化を図るため、軽微な変更の制度趣旨を明確化し、過剰な規制とならないようにするため、昨年11月14日に規則第3条の2柱書を改正したところである。

今回、その改正趣旨を踏まえ、規則第3条の2(軽微な変更)第1項、第2項及び第3項の各号に構造及び設備に関する軽微な変更に係る事由を追加し、建築設備や非構造部材等の「軽微な変更」についても、実務者が明確に判断できるよう改正する。

① 構造に関する変更

イ 一定の構造部材の位置の変更(第1項及び第3項)

構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ぶりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)

ロ 構造部材の材料及び構造の変更(第1項及び第3項)

構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更、強度又は耐力が減少する変更を除く。)

ハ 非構造部材の材料、構造又は位置の変更(第1項及び第3項)

屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造又は位置の変更。

② 建築設備に関する変更

建築設備の材料の種別、位置又は能力の変更(第1項、第2項及び第3項)。

(2) 公布・施行期日

平成20年5月27日

セーフティネット貸付制度

～経営環境変化対応資金～

1. 制度概要

社会的、経済的環境の変化等により、一時的に業況の悪化をきたしている中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための運転資金を融資する制度。

2. 実施機関

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等

3. 融資条件

(1) 中小企業金融公庫

融資限度：通常の運転資金融資枠2.4億円を4.8億円に倍増

融資利率：基準利率(5年以内 2.40%:H20.5.16 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：通常1年以内 → 2年以内に延長

その他：無担保・担保不足の場合でも融資可能(金利上乘せ)

(2) 国民生活金融公庫

融資限度：4,800万円

融資利率：基準利率(5年以内 2.25%:H20.5.12 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：通常1年以内 → 2年以内に延長

(3) 商工組合中央金庫

融資限度：4億8千万円

融資利率：財務状況に応じた金利上乘せをせず、

基準利率(5年以内 2.40%:H20.5.16 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：2年以内

その他：担保不足の場合でも融資可能(金利上乘せ)

セーフティネット保証制度の概要

セーフティネット保証制度とは、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、一般の信用保証制度^{※1}の保証限度額と別枠で保証を行う制度。

※1 信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業者が融資を受けやすくする制度。

○ セーフティネット保証制度の種類（中小企業信用保険法第2条第4項）

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

○ セーフティネット保証制度（5号）の対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた者。

○ セーフティネット保証制度（5号）の認定要件

最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○ 保証限度額の別枠化

	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)
・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 ^{※2}	1,250万円	+	1,250万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに設定。
一般保証と比べ、保証料が割安（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

平成 20 年 6 月 3 日

セーフティネット貸付・保証の相談、融資・保証実績

(建築関連中小企業者対策)

累計(10月9日開始)	平成 20 年 5 月 30 日まで		5 月 23 日まで		5 月 16 日まで
相談件数	16,209 件	(+630)	15,579 件	(+485)	15,094 件

累計(10月9日開始)	平成 20 年 5 月 30 日まで		5 月 23 日まで		5 月 16 日まで
融資承諾	2,290 件	(+57)	2,233 件	(+68)	2,165 件
	38,144 百万円	(+953)	37,191 百万円	(+1,571)	35,620 百万円
保証承諾	10,398 件	(+532)	9,866 件	(+375)	9,491 件
	233,746 百万円	(+10,102)	223,644 百万円	(+7,492)	216,151 百万円
合計	12,688 件	(+589)	12,099 件	(+443)	11,656 件
	271,890 百万円	(+11,055)	260,834 百万円	(+9,063)	251,771 百万円

※ 特別相談窓口数：全国 942 箇所

(設置箇所は、中小公庫・国民公庫・商工中金・沖縄公庫の各本支店、保証協会、商工会議所、都道府県
商工会連合会、中小企業庁、経済産業局)

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

(H20.11.28施行)

◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け

- ・講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設

◆ 建築士試験の受験資格の見直し

- ・学歴要件の見直し (現行:所定の学科卒業 → 改正: 指定科目の履修) ※平成21年度入学生から適用。
- ・実務経験要件の適正化 (原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

(H21.5.27施行)

◆ 一定の建築物※について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

- ・法適合チェックがされていない場合の確認申請書受理及び工事着工の禁止【建築基準法の改正】

※ 一定の建築物について

<構造設計の場合>

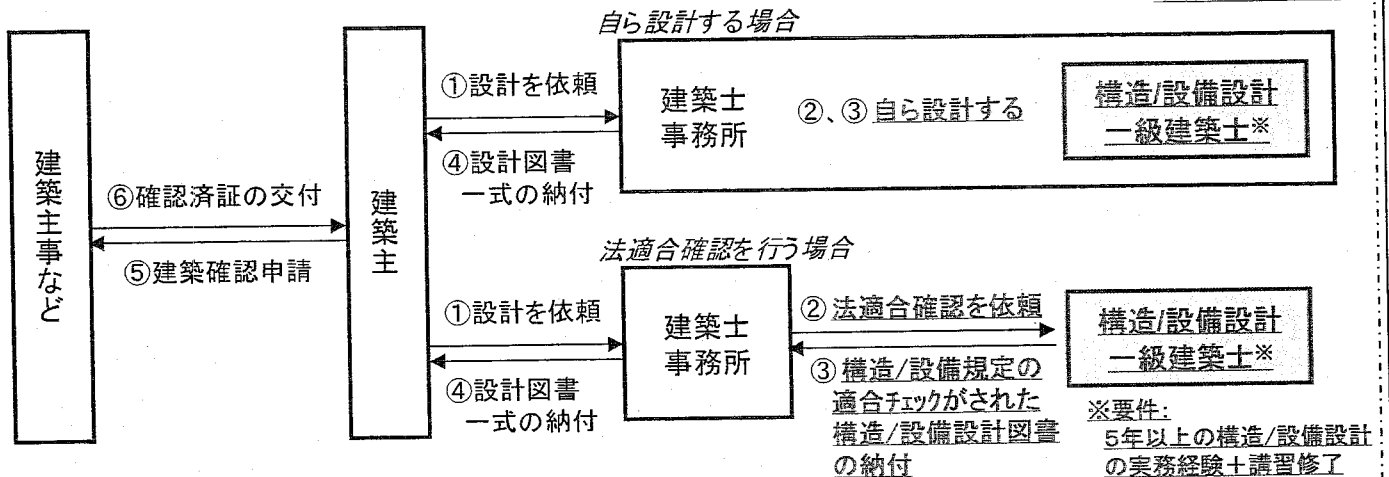
- ・高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物 (鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等)

<設備設計の場合>

- ・3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

<法適合チェックのイメージ>

下線部が今回新設



3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

(H20.11.28施行)

◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化

建築士として3年以上の実務経験と管理建築士講習の受講を要件として付加

◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け

工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等について説明

◆ 建築士事務所以外への再委託の禁止

◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止

◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付

・ 建築士等の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 (都道府県知事指定)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

(平成21年5月末までに施行)

◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化

・ 協会による苦情解決業務の実施等

◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

「建築士法等の一部を改正する法律」の施行スケジュール

■ H18. 12. 20 改正建築士法 【公布】



■ H20. 5. 28 改正建築士法 【準備行為の施行】

<施行される内容>

- ・ 指定登録機関の申請・指定、登録講習機関の申請等の準備行為

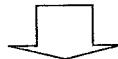
- ・ みなし講習（※）の実施（（財）建築技術教育普及センター）
（※法施行前に実施される講習で、法施行後に構造設計/設備設計一級建築士講習等とみなされる予定のもの。）
- ・ 建築士等に対する周知の徹底 等



■ H20. 11. 28 改正建築士法 【施行】

<施行される内容>

- ・ 建築士試験の受験資格の見直し
 - 学歴要件の見直し（※平成21年度入学生から適用）
 - 実務経験要件の見直し
- ・ 管理建築士の要件強化
（※既に登録されている管理建築士は施行後3年間は適用しない）
- ・ 管理建築士等による重要事項説明の義務づけ
- ・ 建築物設計等の一括再委託の全面禁止
- ・ 登録講習機関による講習の実施
（構造/設備設計一級建築士講習・定期講習・管理建築士講習）
- ・ 指定登録機関による登録・閲覧事務の実施



■ H21. 5. 27 改正建築士法 【施行】

<施行される内容>

- ・ 一定の建築物について構造/設備設計一級建築士の関与を義務づけ

※この他、平成21年5月末までに建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化について施行予定。

「建築士法等の一部を改正する法律」の周知状況等について

1. 改正建築士法全般（平成 20 年 11 月 28 日施行）

<これまでの取り組み>

- 建築士法改正関連のホームページを設置
- 建築士制度に関係する団体からなる新・建築士制度普及協議会を設立し、相互に連携して周知を実施

<今後の取り組み>

- パンフレット及びポスターを全ての建築士事務所（約 13 万事務所）に郵送配布
- 関係団体において改正建築士法に係る講習会を実施
- 政府広報等を活用し、国民一般向けに広く周知を実施

2. 構造/設備設計一級建築士制度の創設（平成 21 年 5 月 27 日施行）

<概要>

- 一級建築士として5年以上構造設計/設備設計に従事した後、講習を終了した者を構造設計一級建築士/設備設計一級建築士とする
- 高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計/設備設計について、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または、法適合確認を行う）を義務づけ

<これまでの取組>

- （財）建築技術教育普及センターが6月に実施するみなし講習（※）について周知を実施

※ 法施行前に実施される講習で、法施行後に構造設計/設備設計一級建築士講習とみなされる予定のもの。

※ みなし講習の申込状況

構造設計一級建築士講習申込者数 約 12,000 人

設備設計一級建築士講習申込者数 約 5,000 人

<今後の取組>

- 関係団体において構造技術者、設備技術者に対する技術水準向上のための講習会を実施
- 必要な技術者の不足が懸念される地方部において、都道府県、関係団体による技術者の斡旋、紹介等のサポート体制を整備

3. 建築士の受験資格の見直し（平成 20 年 11 月 28 日施行）

<概要>

- 学歴要件について、「所定の学科卒業」という従来の要件から、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業」という要件に変更（※当該見直しは、平成 21 年度入学生から適用）
- 実務経験要件について、「建築に関する実務経験」という従来の幅広い要件から、「設計・工事監理、建築確認、一定の施工監理」等の設計・工事監理に資する実務に限定

<これまでの取組>

- 現在受験資格を有する全ての教育課程に対し、郵送等による周知を図るとともに、全国 7 都市において説明会を実施
- 文部科学省、厚生労働省を通じ、各教育機関の長又は所管する都道府県等に通知を发出

<今後の取組>

- 引き続き、周知に努めるとともに、（財）建築技術教育普及センターにおいて、指定科目に該当するかどうかの事前確認を実施

4. 業務報酬基準の見直し

<概要>

- 設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準（告示 1206 号）の見直しを実施

<これまでの取組>

- 設計・工事監理等における標準的な業務量について、建築士事務所に対して実態調査を実施

<今後の取組>

- 実態調査の結果を踏まえ、告示改正案を作成予定
- 併せて、工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を策定予定

平成20年6月5日

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」 の施行に係る状況について

1. 法律等の施行状況について

- 平成19年5月30日 住宅瑕疵担保履行法 公布
- 平成19年12月27日 施行令 公布
- 平成20年3月24日 施行規則 公布
- 平成20年3月28日 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定方針及び業務
規程の認可基準 公表
- 平成20年4月1日 住宅瑕疵担保責任保険法人及び紛争処理体制の
整備に係る部分について一部施行
- 平成21年10月1日 住宅瑕疵担保履行法 完全施行
新築住宅を引渡す場合の供託・保険による資力
確保の義務づけ開始

2. 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定状況について

- (1) 4月1日以降、現在までに6法人から住宅瑕疵担保責任保険法人の指定申請書を受理。
- (2) このうち、5月12日付で以下の2法人を保険法人として指定。業務規程の認可を経て業務を開始することとしており、(財)住宅保証機構については6月2日より業務開始済。

○財団法人 住宅保証機構

【基本財産】 2億5,000万円

【既存の保証業務に係る実績】 98,495戸(19年度・保証事業付保実績(新築))

【検査員の確保状況】 2,151名(一級建築士:1,934名、二級建築士:216名、木造建築士:1名)

【業務開始日】 平成20年6月2日

○株式会社 住宅あんしん保証

【資本金】 4億6,550万円

【主な株主】 住友林業、伊藤忠建材

【既存の保証業務に係る実績】 約2,000戸(第9期(19.6~20.5)保証事業実績(見込))

【検査員の確保状況】 521名(一級建築士:343名、二級建築士:177名、木造建築士:1名)

【業務開始日】 平成20年7月1日

- (3) 上記2法人以外についても、必要書類が整い、法令等に定められた基準に適合すると認められ次第、順次、保険法人としての指定を行うこととし

ているところ。

3. 法律に基づく資力確保の義務化に係る普及・周知

- (1) 平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す際に、建設業者・宅地建物取引業者に対し、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託の方法による資力確保措置を義務づけられる。
- (2) このため、以下の通り周知を徹底することとしている。

①説明会の実施

【これまでの実施状況】

- 1) 業界団体からの要請に基づく説明会を実施 [9回、約1,300人]
- 2) (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター主催の説明会を実施 [5回、約500人]

【今後の実施予定】

- 1) (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター主催の事業者向け講習会を開催 [5月30日～6月27日、11回、定員1,940人]
- 2) さらに全国各地において十分な理解を得られるまで説明会を実施。

②パンフレット等の配布

【これまでの実施状況】

平成19年9月と平成20年1月にパンフレットを作成し、

1) 業界団体等

2) 地方整備局、都道府県における、建設業法・宅地建物取引業法の毎年度の届出の窓口等

を通じて配布（合計約190万部）

【今後の実施予定】

建設業者（約26万社）、宅建業者（約13万社）に対する個別送付を実施。

③マスメディアの活用

【これまでの実施状況】

1) 新聞に記事を掲載（平成20年正月に日本経済新聞住宅特集号、3月下旬に地方紙）。

2) 地方公共団体に対し広報紙への掲載を依頼。（現在7紙掲載）

3) 5～6月に政府広報番組における広報を実施。（テレビ5番組、ラジオ1番組）

【今後の実施予定】

上記について引き続き実施するとともに、専門雑誌、マンション雑誌等への掲載も実施。

④その他

【今後の実施予定】

事業者、国民への制度の浸透状況の調査を実施。

住宅瑕疵担保履行法の施行に向けたスケジュールについて

H21.10.1

住宅瑕疵担保履行法 【完全施行】
 ・新築住宅の引渡し時の供託・保険による資力確保義務付け

H20.6.2 H20.7.1

保険法人業務開始(1法人)

保険法人業務開始(1法人)

H20.5.12

保険法人の指定
(2法人)

その他の指定申請者については、必要書類が整い、審査が終了した段階で、順次、保険法人として指定する予定

H20.4.1

住宅瑕疵担保履行法 【一部施行】
 ・保険法人の指定等、紛争処理体制の整備に係る部分について施行

H20.3.28

保険法人指定方針 【公表】
 保険法人業務規程認可基準 【公表】

H20.3.24

施行規則 【公布】

・保証金の供託に係る手続き
 ・住宅瑕疵担保責任保険の内容
 ・保険法人の要件、等を規定

H19.12.27

施行令 【公布】

・法律の施行日を規定
 ・供託する保証金の基準額等を規定

H19.5.30

住宅瑕疵担保履行法 【公布】

普及・啓発の対象者と方法

(別紙)
平成20年5月31日現在

対象	方法	説明会	パンフレット等の配布			マスメディア		その他
			団体経由 (経由先)	届出等の機会 を通じた配布	個別通知 (直接送付)	新聞・雑誌 ・広報誌	TV・ラジオ	
建設業者向け (約26万社)		(これまで) 業界団体からの要請に基づき説明 会を実施 [9回、約1300人] (財)住宅ワーカー・紛争処理支援ワー クスの説明会を実施 [5回、約500人] (今後) 上記説明会を継続して開催。 都道府県の関係業界団体、都道府 県からなる、地域協議会による講 習会を通じて普及・啓発を行う。 [当面150回を目標] 地域協議会が立ち上がるまでは、 (財)住宅ワーカー・紛争処理支援ワー クスが先行実施。[5月30日～6月27 日、11回、定員1940人]	(これまで) ①平成19年9月と②平 成20年1月にパンフレ ットを作成し、業界団体 等を通じて配布。 ＜パンフレットの総配布部数＞ ①：約50万部 ②：約140万部 (3種類合計) (今後) 保険法人の名称・連絡先 等を記載した、改訂版パ ンフレットを作成・配 布。	(これまで) 地方整備局、都道府県 に、建設業法に基づく 毎年度の届出における 配布を依頼 (今後) 引き続き届出の機会を 通じて個別に配布 (これまで) 地方整備局、都道府県 に、宅建業法の更新手 続書における配布を依 頼 (今後) 引き続き更新等の手続 を通じて個別に配布	(これまで) 正月の日本経済新聞(住 宅特集号)に掲載。 また、3月下旬に地方 紙(都市部は全国紙) に掲載。 [地方紙世帯カバー率 ：約74%] 地方公共団体に対し、 広報誌(全戸配布)へ の掲載を依頼。 [現在7誌] 全国4紙、地方主要3 紙に突き出し広告を掲 載。 (今後) 上記について、引き続 き実施するとともに、 専門雑誌、マンスリオン 雑誌等への掲載も行う。	(これまで) 政府広報番組におけ る広報を実施。 [テレビ：5番組] [ラジオ：1番組] (今後) 引き続き、政府広報 について要望中 ※番組の性格上、消 費者向けの構成とな るが、事業者にも注 意喚起を行う。	(これまで) 平成21年10月以降 の引渡しが見込まれる マンション事業者のう ち、事業規模の小さい 事業者は個別に問合せ (今後) 中規模以上のマンスリ ン事業者に対して、地 方公共団体等を通じて 個別に周知を行う。 保険制度の普及度の低 い地域に対して、重点 的に普及啓発を実施 事業者、国民への制度 の浸透状況の調査を实 施。	
住宅購入者向 け		(これまで) 国民生活センターや都道 府県消費生活センター、 都道府県建設住宅センタ ーを通じて配布 (今後) 引き続き相談の機会等 を通じて配布。	(これまで) 住宅ローンの申込みや 住宅展示場等における 配布を検討 (今後) 引き続きの申込みや 住宅展示場等における 配布を検討	-	-	-	-	
建築士向け		(これまで) 建築士会等の業界団体を 通じて配布。また、全国 大会においても配布 (今後) 団体の会報誌等に同封 し、全会員に配布。	(これまで) 建築士会等における 配布を、特定行政庁、登 記確認検査機関、登録 設計士評価機関に依頼 (今後) 保険法人指定後に再度 上記を徹底して実施	-	-	-	-	
専門工事業 者向け		(これまで) 業界団体を通じて配布。 (今後) 保険法人の名称・連絡先 等を記載した、改訂版パ ンフレットを作成・配 布。	(これまで) 地方整備局、都道府県 に、建設業法に基づく 毎年度の届出における 配布を依頼 (今後) 引き続き届出の機会を 通じて個別に配布	-	-	-	-	

防耐火関連の大臣認定について判明した不適切事案

I 不正受験の判明（平成19年10～11月）

- 認定の際の試験時に、不正な試験体で受験し、認定を取得
（不正の内容）
- ・規定よりも含水率の高い試験体で受験（軒裏、間仕切壁）
 - ・水酸化アルミニウムを混入した試験体で受験（不燃材料等）
- 認定取り消し 26件（ニチアス(株)20件、東洋ゴム工業(株)6件）

II 自主報告による実態調査（平成19年11月～20年5月）

すべての大臣認定（13,965件）について、自主調査を依頼
回答困難とみられる企業を除き、すべて回答（1,658社）

（疑義あり報告 130件）

- (1) 認定仕様と異なる試験体で受験
- | | |
|-------------------|-----|
| ① 認定取り消し（使用実績なし） | 11件 |
| ② 認定仕様で性能が確認されたもの | 1件 |
- (2) 認定仕様と異なる仕様で販売、施工等
- | | |
|------------------------|-----|
| ① 販売等の仕様で性能が確認されたもの | 56件 |
| ② 性能確認の試験準備中 | 35件 |
| ③ 改修等を行っているもの（性能を有しない） | 17件 |
| ④ その他 | 10件 |

内容例) 部材の材質・寸法の相違
塗装・接着剤等の量・種類の相違 等

III サンプル調査（実施中）

市場から調達した材料で試験体を製作し、サンプル試験を行う
防耐火構造60件、防火材料100件等を予定

- (・必要な性能が確認されたもの 32件)
・2件で性能を有しないことが判明

例) 塗装下地を工場で実施することが仕様に明記されていない 等
(原因は調査指示中)

[各事案への対応]

事案の内容に応じ、

- ・使用建築物の特定、法適合性の確認及び改修等の対策
- ・実際に販売等を行った仕様での試験の実施
- ・原因究明、再発防止策の検討・報告、相談窓口設置 等を指示。

I-1. ニチアス㈱による性能評価試験の不正受験

1. 概要

- ニチアス㈱が製造した繊維混入けい酸カルシウム板を使用した軒裏の準耐火性能評価試験及び間仕切壁の耐火性能評価試験において、試験結果に有利となるよう、規定よりも含水率の高い繊維混入けい酸カルシウム板等を用いた不正な試験体を使用して試験に合格し、大臣認定を受けていた構造方法が20件あったことが判明した旨、同社から国土交通省に報告があり、国土交通省では表1の構造方法（20件）について、所要の耐火性能を満足しないため、大臣認定を取り消した。

日付	出来事
2007年10月17日	・ニチアス㈱より、本事案について国土交通省へ報告
10月30日	・国土交通省より記者発表 ・軒裏及び間仕切壁に係る構造方法の認定（16件）を取り消し
11月9日	・軒裏に係る構造方法の認定（1件）を取り消し
11月12日	・軒裏に係る構造方法の認定（1件）を取り消し
11月19日	・軒裏に係る構造方法の認定（2件）を取り消し

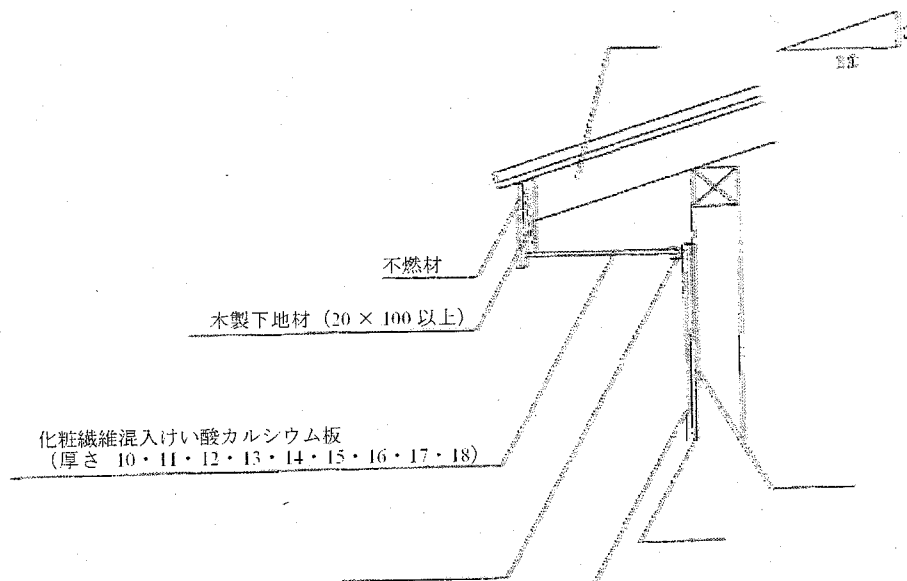


図1：不正受験に係る大臣認定仕様の代表例

表1：ニチアス(株)が認定を受けた構造方法等のうち、取消しを受けたもの

認定を受けた構造方法の名称	認定番号	認定年月日	認定取消し日
準耐火構造の軒裏(30分)			
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張/中空木造下地軒裏	QF030RS - 0010	平成13年10月10日	平成19年11月9日
化粧有孔バルブ混入セメントけい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0025	平成14年8月22日	平成19年11月12日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧バルブ混入セメントけい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0031	平成14年10月25日	平成19年10月30日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0042	平成15年3月27日	平成19年10月30日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0045	平成15年9月3日	平成19年10月30日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0066	平成17年8月8日	平成19年10月30日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0037	平成15年2月28日	平成19年11月19日
化粧有孔繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF030RS - 0039	平成15年2月28日	平成19年11月19日
準耐火構造の軒裏(45分)			
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張/木造下地軒裏	QF045RS - 0012	平成13年11月9日	平成19年10月30日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF045RS - 0036	平成15年2月28日	平成19年10月30日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF045RS - 0041	平成15年3月27日	平成19年10月30日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF045RS - 0046	平成15年9月3日	平成19年10月30日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF045RS - 0065	平成17年8月8日	平成19年10月30日
準耐火構造の軒裏(1時間)			
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF060RS - 0015	平成14年4月15日	平成19年10月30日
塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧バルブ混入セメントけい酸カルシウム板張/鋼製下地軒裏	QF060RS - 0026	平成14年8月22日	平成19年10月30日
塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/鋼製下地軒裏	QF060RS - 0038	平成15年2月28日	平成19年10月30日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/木製下地軒裏	QF060RS - 0040	平成15年3月27日	平成19年10月30日
塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張/鋼製下地軒裏	QF060RS - 0057	平成16年6月23日	平成19年10月30日
耐火構造の間仕切壁(1時間)			
両面繊維混入けい酸カルシウム板・せっこうボード張/中空軽量鉄骨下地間仕切壁	FP060NP - 0002	平成13年2月15日	平成19年10月30日
両面化粧繊維混入けい酸カルシウム板・繊維混入けい酸カルシウム板張/中空軽量鉄骨下地間仕切壁	FP060NP - 0005	平成13年3月23日	平成19年10月30日

2. 現在の状況

・平成20年1月7日に再発防止策等の報告

・取り消された認定を使用していた約4万棟のうち、建築基準法に適合しないものが約1千棟。うち約290棟改修済み。

I - 2. 東洋ゴム工業㈱による性能評価試験の不正受験

1. 概要

- 東洋ゴム工業㈱が製造した硬質ウレタン製両面金属面材断熱パネルの不燃性能評価試験等において、試験結果に有利となるよう、申請した仕様と異なる試験体を使用して試験に合格し、大臣認定を受けていた構造方法が6件あったことが判明した旨、同社から国土交通省に報告があり、国土交通省では表2の構造方法（6件）について、東洋ゴム工業㈱から不燃性能等を満足しない旨届出があったため、当該構造方法の認定を取り消した。

日付	出来事
2007年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> 東洋ゴム工業㈱より、本事案について国土交通省へ報告 国土交通省より記者発表 外壁、不燃材料及び準不燃材料に係る構造方法の認定（6件）を取り消し

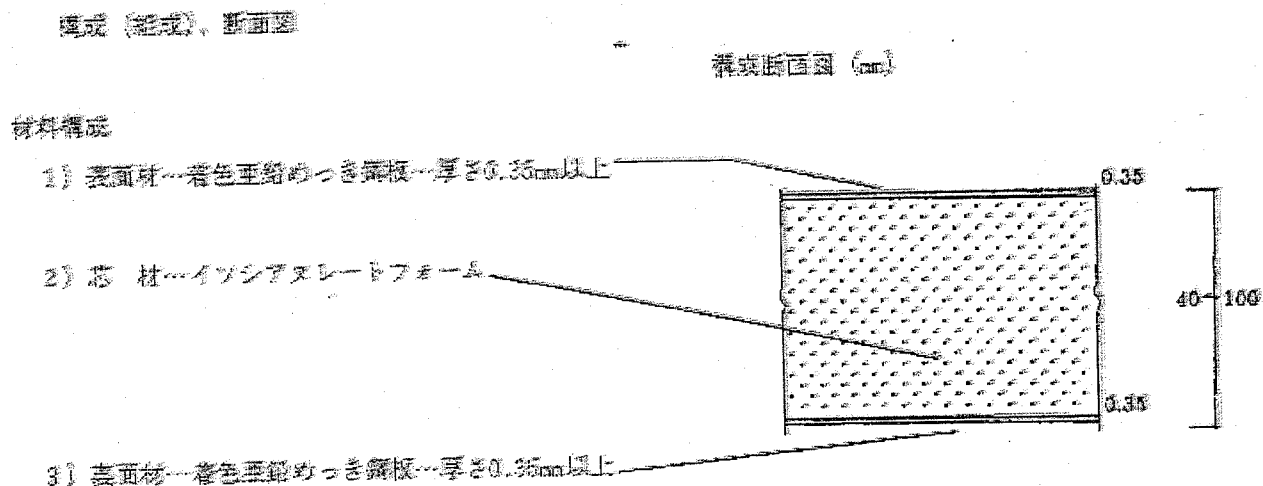


図2：不正受験に係る大臣認定仕様の代表例

表2：東洋ゴム工業(株)が認定を受けた構造方法等のうち、取消しを受けたもの

認定を受けた構造方法の名称	認定番号	認定年月日	認定取消し日
不燃材料			
硬質ウレタンフォーム保温板充てん/両面塗装溶融亜鉛めっき鋼板	NM - 0769	平成16年5月28日	平成19年11月5日
準不燃材料			
両面着色亜鉛めっき鋼板張/イソシアヌレートフォーム板	QM - 9763	平成14年5月22日	平成19年11月5日
両面アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板張/イソシアヌレートフォーム板	QM - 9764	平成14年5月22日	平成19年11月5日
準耐火構造の耐力壁(外壁)(45/2)			
着色亜鉛めっき鋼板・イソシアヌレートフォーム・着色亜鉛めっき鋼板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地外壁	QF045BE - 9194	平成14年5月22日	平成19年11月5日
着色亜鉛めっき鋼板・イソシアヌレートフォーム・着色亜鉛めっき鋼板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地外壁	QF045BE - 9195	平成14年5月22日	平成19年11月5日
防火構造の非耐力壁(外壁)			
亜鉛めっき鋼板・イソシアヌレートフォーム・亜鉛めっき鋼板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地外壁	PC030NE - 9165	平成14年5月31日	平成19年11月5日

2. 現在の状況

- ・平成19年12月26日に再発防止策等の報告。
- ・取り消された認定を使用していた約180棟のうち、建築基準法に適合しないものが約140棟。うち約20棟改修済み。

Ⅱ 自主報告による実態調査の結果（第3報）

1. 調査概要

(1) 調査対象

- ・すでに大臣認定を取得している防耐火関連のすべての構造方法及び建築材料

【防耐火構造（約6,300件）

防火材料（約5,300件）

その他防火設備等を含め 計13,965件】

(2) 調査日程

- ・平成19年11月19日～12月21日
- ・未回答の企業を対象に督促を実施。

(3) 調査項目

- ・本調査においては、これまでに認定を受けた全ての者を対象に調査票を送付し、過去に受験した性能評価試験の記録の調査や同社担当者への聴取等を含めた調査を依頼した。調査票における質問内容は以下のとおり。

- ① 不正な試験体による性能評価試験の受験の有無
- ② 性能評価書の改ざんの有無
- ③ 大臣認定を受けた仕様とは異なる仕様の構造方法等の販売等を行ったことの有無

2. 実態調査の結果（平成20年5月22日現在）

(1) 認定取得企業数

		今回報告（5月22日）
調査依頼郵送企業数	・・・(A)	1,788 社
報告困難と考えられる企業数	・・・(B)	130 社
報告企業数	・・・(C)	1,658 社
未報告企業数		0 社
回答率	$\frac{(C)}{(A)-(B)}$	100 %

(2) 認定件数

- ・ 書面による実態調査及び調査結果を受けたヒアリングの結果、以下のような事例が判明した（平成20年5月22日時点）。各事例について、今後の対応方針も含めた一覧表は以下のとおり。

	今回報告 (5月22日)
調査対象件数（全大臣認定数） . . . (A)	13,965 件
報告困難と考えられる企業の認定件数 . . . (B)	424 件
有効回答数 . . . (C)	13,541 件
大臣認定の取得又は大臣認定の認定書の使用について不正が行われていない旨の報告があったもの	13,411 件
疑義のある旨の報告があったもの	130件 (50社)
(1) 認定申請仕様と異なる試験体によって性能評価試験を受験したことが確かめられたもの	12件 (5社)
① 当該認定を取り消したもの（※使用実績がない）	11件 (5社)
② 当初の大臣認定を取り消し、今後販売等を行う仕様で性能確認の試験を受験する準備をしているもの	0件
③ 認定仕様の試験体で性能が確認されたもの	1件 (1社)
(2) 性能評価書の改ざんが確かめられた旨の報告があったもの	0件
(3) 大臣認定の仕様とは異なる仕様の構造方法等の販売等を行った旨の報告があったもの	118件 (46社)
① 販売等を行った仕様の試験体で性能が確認されたもの	56件 (27社)
② 販売等を行った仕様の試験体で性能確認の試験を受験する準備をしているもの	35件 (13社)
③ 改修を指示したもの	17件 (9社)
④ 当該認定を取り消すもの（※使用実績がない）	1件 (1社)
⑤ 認定書の内容に誤りが含まれていたもの	9件 (2社)
(4) 今後ヒアリングを実施予定のもの	0件
回答率 $\frac{(C)}{(A)-(B)}$	100 %

3. 国土交通省による企業への対応

- ・性能確認のための試験及び大臣認定が必要な事案については、実際に販売等を行った仕様での試験の実施を指示。
- ・使用実績がある構造方法・建築材料の場合は、当該構造方法・建築材料が使用されている建築物を特定する旨を指示。
- ・建築基準法に適合しないことが明らかになったものについては、改修等の必要な対策を講じることを指示。
- ・今回の事案について原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告するよう指示。
- ・相談窓口を設置し、適切に対応するよう指示。

【Ⅱ・参考資料: 所要の性能を有しない構造方法・建築材料(改修対象)】

申請者	認定番号	名称	疑義の概要	現在の対応状況	使用実績
(株)ウッドワン	QM-0264	ウレタンアクリレート樹脂系塗装/無機りん酸・含水ほう酸塩系薬剤処理すぎ板	・製品の管理が不適切であったため、薬剤が十分に含浸していない木材を販売した可能性があるとの報告。	・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・認定の取消し(1月8日)	29棟 (戸建住宅等) うち、12棟が改修済み。
(株)日本防災化学研究所	NM-0561	無機りん酸・窒素系薬剤処理/すぎ板	・認定書には記載されていない塗装を施した状態で製品を出荷。 ・認定書の仕様には記載されていない塗装を現場において施す旨、パンフレット等で指示。	・販売仕様については試験不合格(発熱性試験) ・認定の取消し(2月8日) ※不燃材料としての要求がかかっている建築物については改修。なお、現在は準不燃材料としての試験準備中。	1棟 (調査中)
	NM-1423	無機りん酸・窒素系薬剤処理/木材		・販売仕様については試験不合格(発熱性試験) ・NM-1423の認定仕様について性能確認試験を実施。 ※不燃材料としての要求がかかっている建築物については改修。なお、現在は準不燃材料としての試験準備中。	4棟 (調査中)
YKK AP(株)	EB-0191	複層ガラス入アルミニウム合金製折りたたみ戸	・認定書では、気密材にシリコンゴムと記載されているところ、EPDM(エチレン・プロピレン・ジエン・モノマー)又はPVC(ポリ塩化ビニル)に変更して販売。 ・認定書では、ガスケットにシリコンゴムと記載されているところ、PVCに変更して販売。 ・認定書に記載されていたガラス押さえのコーナーピースを外して販売。	・販売仕様については試験不合格(3月3日・4日) ・EB-0191の認定仕様については試験合格(3月5日) ・既存の建築物については同社による改修を進めているところ。	590棟 (戸建住宅等)
日本軽金属(株) (現在は日軽パネルシステム(株)が承継)	NM-0268	ポリイソシアヌレートフォーム充てん/両面塗装溶融亜鉛めっき鋼板	・認定書では、芯材はポリイソシアヌレートフォームと記載されているところ、一部製品について硬質ウレタンフォームに変更して販売。	・一部の販売仕様については試験不合格(1月23日) ・NM-0268の認定仕様については試験合格(4月11日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。	206棟(うち14棟は是正済) 【工場のクリーンルーム、倉庫等】
	QM-9016	イソシアヌレートフォーム充てん/両面着色亜鉛めっき鋼板	・認定書では、芯材はイソシアヌレートフォームと記載されているところ、一部製品について硬質ウレタンフォームに変更して販売。	・一部の販売仕様については試験不合格(1月23日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・認定の取消し(2月8日)	
積水化成工業(株)	PC030BE-9513	着色亜鉛めっき鋼板・ポリイソシアヌレートフォーム・着色亜鉛めっき鋼板表張/せっこうボード裏張/軽量鉄骨下地外壁	・昨年11月に準不燃材料としての認定が取り消されたパネル(QM-9763)を使用していたことが判明。	・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・改善仕様は試験合格の見込み(試験日は5月19日)	あり (調査中)

織イトーキ	FP060NP-9025	両面鋼板張／石綿スレート系パネル間仕切壁	・認定書では芯材は石綿スレート系パネルと記載されているところ、繊維混入けい酸カルシウム板を使用。	・一部の販売仕様については試験不合格(4月25日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	90棟 (銀行等)
	FP060NP-9027	両面鋼板張／繊維混入けい酸カルシウム板間仕切壁	・認定書ではパネル連結部における加熱発泡剤の幅25mmとされているところ、15mmで販売。	・販売仕様については試験不合格(3月26日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	8棟 (銀行等)
	FP060NP-9333	ロックウール充てん／両面塗装鋼板・せっこうボード重張間仕切壁	・認定書では芯材は石綿スレート系パネルと記載されているところ、繊維混入けい酸カルシウム板を使用。 ・塗装・接着剤について、認定書とは違う材料で販売。 ・笠木部分・巾木部分の仕様について、認定書とは違う仕様で販売。	・販売仕様については試験不合格(2月14日、15日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・改善仕様は試験合格(2月19日)	85棟 (事務所等)
	QF045NP-9049	両面鋼板・せっこうボード張／軽量鉄骨下地間仕切壁	・認定書では芯材は石綿スレート系パネルと記載されているところ、繊維混入けい酸カルシウム板を使用。 ・塗装・接着剤について、認定書とは違う材料で販売。 ・笠木部分・パネル下部の仕様について、認定書とは違う仕様で販売。	・販売仕様については試験不合格(2月20日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	26棟 (事務所等)
	NM-8451	両面レーヨンクロス張／ロックウール積層中空板	・芯材の形状について、認定書とは違う仕様で販売。 ・接着剤について、認定書とは違う材料で販売。	・販売仕様については試験不合格(2月1日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・改善仕様は試験合格(4月末)	1,270棟 (事務所等)
	EB-9555	網入板ガラス入ペーパーコア充てん鋼製片引き戸	・認定書では引き戸及び戸袋パネルの鋼板の厚さ0.5mmと記載されているところ、0.6mmの仕様で販売。 ・塗装・接着剤について、認定書とは違う材料で販売。	・一部の販売仕様については試験不合格(3月28日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	21棟 (事務所等)
	EB-9556	網入板ガラス入ペーパーコア充てん鋼製片引き戸	・認定書では引き戸の厚さ0.5mmと記載されているところ、0.6mmの仕様で販売。 ・塗装について、認定書とは違う材料で販売。	・販売仕様については試験不合格(3月18日、24日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	34棟 (事務所等)
織くろがね工作所	EB-0132	網入板ガラス鋼製片引き戸	・認定書の上では、網入ガラスの鋼線は「軟硬ALメッキ鋼線」とされているが、実際に使用しているのは「クロムメッキ軟鋼線」。	・販売仕様については試験不合格(5月14日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・今後、改善仕様の認定を取得する予定。	41棟 (病院等)
エムアールシー・デュボン (株)	RM-9037	水酸化アルミニウム・アクリル樹脂板	・認定書では水酸化アルミニウムの含有量65%とされているところ、51%~67%の仕様で販売。	・販売仕様については試験不合格(2月19日) ・既存の建築物については同社による改修を予定。 ・不合格となった仕様の材料を使用している既存の建築物(約11棟)については、建築基準法の適用を受けるかどうか調査中。	10棟 (共同住宅等)
三菱樹脂(株)	NE-9013	塩化ビニル樹脂フィルム張／金属板	・認定書では、接着剤について、塩ビ系又はアクリル系とされているところ、ポリエステル系を使用したものを販売。	・一部の販売仕様については試験不合格(2月2日)。 ・その他の販売仕様については試験に合格(3月17日)し、新たに認定を取得(4月24日)。 ・不合格となった仕様による材料を使用している既存の建築物(約200棟)については、建築基準法の適用を受けるかどうか調査中。	約200棟 (住宅)

Ⅲ 防耐火構造等に係るサンプル調査の状況

1. サンプル調査の概要

- ・ 構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）を受けている防耐火関連の構造方法及び建築材料について、市場から調達した材料で試験体を作成し、(独)建築研究所等において性能を確認するための試験（サンプル試験）を実施しているところ。

(1) 調査対象

防耐火関連の大臣認定 約 160件
 （防耐火構造 約 60件、防火材料 約 100件 等）

(2) 調査方法

- ・ 市場から調達した材料で大臣認定仕様の試験体を作成し、試験を実施。
- ・ 性能が確認されれば、終了。
- ・ 性能が確認できなかったものは、当該大臣認定を取得した企業にヒアリングを行い、原因が明らかとならない場合、再試験を行って性能の有無を確認する。

2. 調査結果（第2報・平成20年5月29日現在）

- ・ 必要な性能が確認されたものは、計32件となった。
- ・ 下表に掲げる構造方法については、必要な性能を有しないことが確認された（計2件）。
- ・ 当該大臣認定については取り消し。

申請者	構造方法の名称	種別	認定番号	認定日	実績
イソライト工業(株)	ALCパネル／アルミナシリケート系繊維フェルト合成被覆／鋼管柱	耐火構造（60分）の柱	FP060CN-0125	H16. 8. 10	23棟 (倉庫、工場等) (調査中)
大建工業(株)	グラスウール充てん／アクリルウレタン系樹脂塗装火山性ガラス質複合板表張／木製軸組造外壁	防火構造（30分）の外壁(耐力壁)	PC030BE-0432	H15. 12. 3	4棟 (住宅)

3. 国土交通省による企業への対応

- ・原因究明を行い、再発防止策を検討し国土交通省に報告するよう指示。
- ・当該大臣認定を使用している建築物の特定及び当該建築物について建築基準法への適合性の確認を行い、不適合のものについて改修等の必要な対策を講じることを指示。
- ・当該企業が保有する他の大臣認定について、あらためて法適合性の確認を行うよう指示。
- ・相談窓口を設置し、適切に対応するよう指示。

エレベーター等における強度の低い鋼材使用について

エレベーター等の一部について、本来使用することを予定していた鋼材(SS400)よりも強度の低い鋼材(SPHC材等)が一部の構造材等に使用されていた問題が、平成19年7月～平成20年2月にかけて発生。

強度の低い鋼材を構造材に使用したエレベーター等については、再度強度計算を実施するとともに、強度計算の結果、強度不足が判明したエレベーター等について、部材交換等を実施。

【参考】強度の低い鋼材を構造材に使用したエレベーター等について

対象会社名	公表内容	公表日	対応	結果
フジテック(株)	エレベーター12727台、エスカレーター634台でSPHC材等を構造材に使用し、うちエレベーター560台で強度不足のおそれがある旨発表	平成19年7月12日	強度不足が見込まれるエレベーターについて、速やかに補強工事等の実施、補強工事等が実施されるまでの間、積載量の制限等により安全対策を講じるよう指導すること、また、強度の低い鋼材が使用されている他のエレベーター及びエスカレーターについて、強度計算の実施及び結果の報告を求めることを特定行政庁に要請	平成20年5月26日完了 (恒久対策完了確認)
(株)日立製作所	エレベーター256台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年9月7日	強度の低い鋼材が使用されているエレベーターについて、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう特定行政庁に要請	平成19年10月12日完了 (強度問題なし確認)
三菱電機(株)	エレベーター1236台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年9月7日	強度の低い鋼材が使用されているエレベーターについて、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう特定行政庁に要請	平成19年10月12日完了 (強度問題なし確認)
東芝エレベーター(株)	エレベーター423台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年10月19日	強度の低い鋼材が使用されているエレベーターについて、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう特定行政庁に要請	平成19年12月6日完了 (強度問題なし確認)
大澤工業(株)	エレベーター152台でSPHC材を構造材に使用し、すべて強度に問題ないと報告を受けた旨発表	平成19年12月18日	強度の低い鋼材が使用されているエレベーターについて、建築基準法に定める基準に対し強度上問題がないことを確認するよう特定行政庁に要請	平成20年2月25日完了 (強度問題なし確認)
大同工業(株)他7社	エレベーター等2322台でSPHC材等を構造材等に使用し、うち段差解消機45台で強度不足のおそれがある旨発表	平成20年2月12日	強度不足が見込まれる段差解消機について、速やかに是正措置等を実施、また、是正措置等が実施されるまでの間、積載量の制限等により安全対策を講じること、また、強度の低い鋼材が使用されている他のエレベーター等について、強度計算の実施及び結果の報告を求めることを特定行政庁に要請	検証中 ^{※1}

※1 45台の強度不足の段差解消機については恒久対策が完了。現在、大臣認定再取得に向けて準備中。

今後の進め方（案）

（建築材料等の品質確保のための制度の再点検について）

建築基準法においては、建築材料等の品質について、法第37条の規定に基づく指定建築材料ごとのJIS・JAS規格の指定又は大臣認定のほか、防耐火関連の構造方法及び防火材料、軸組等の壁倍率、ホルムアルデヒド発散建築材料等の大臣認定制度が設けられ、また、建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査するための中間検査・完了検査制度が設けられている。

こうした中、最近、防耐火関連の構造方法及び防火材料に係る大臣認定の不正取得・利用問題、エレベーター等に使用される鋼材の強度不足問題など、建築物・建築設備に使用される建築材料等の品質・性能に対する信頼性を失墜させる事案が多く発生している。

建築材料等の品質確保を図るためには、製造・流通段階から工事段階までの一連の過程におけるチェック体制の充実が求められるところであり、また、施工者・工事監理者等によるチェックや建築基準法に基づく大臣認定制度・検査制度の実効性を確保する仕組みづくりが重要であるが、こうした観点を踏まえつつ、かかる事案の再発防止策について検討する必要がある。

このため、基本制度部会においては、当面、別紙のとおり、防耐火関連の構造方法及び防火材料を中心に、性能評価試験における不正受験の防止策、認定後における定期的な性能確認の方法、不正等が発覚した場合の取扱い等大臣認定制度の見直しについての検討を行い、さらに、建築材料等の品質確保のための制度的枠組みについて幅広い視点から再点検を進めることとする。

(別紙)

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会
防耐火認定小委員会の設置について(案)

1. 小委員会の構成

大滝 厚 明治大学教授

菅原 進一 東京理科大学教授[委員長]

清家 剛 東京大学准教授

辻本 誠 東京理科大学教授

富田 育男 (社)日本建材・住宅設備産業協会 専務理事

仲谷 一郎 (財)建材試験センター性能評価本部 副本部長

古阪 秀三 京都大学大学院准教授

【事務局】

- ・国土交通省建築指導課

2. 議題・論点

- ・性能評価試験の不正受験の再発防止のため、試験体のチェックや管理厳格化
- ・構造方法/建築材料の品質確保のための方策
- ・大臣認定の取消しなど不適切な認定に係る構造方法等の取扱いルール など

大臣認定制度の信頼性確保のための今後の対策について（案）

これまでに判明したような事案の再発を防止し、大臣認定制度の信頼性確保のため、以下のような対策を検討することが必要。

[対応すべき課題]

■不正受験の防止

- ・認定時の性能評価試験での不正な試験体による受験の防止
- ・申請仕様と試験体の整合性の確保

■認定後の性能の確保

- ・販売仕様と認定仕様の整合性の確保
- ・実際に販売・施工される構造
- ・材料の性能の確保

■不適切事案が判明した際の対応

[対策の方向]

- 試験体のチェックの厳格化
 - ・試験体のチェック、分析
- 試験体の製作過程のチェック
 - ・製作途中での評価機関の立会等

- 認定後の継続的な性能確認（市販品の抽出調査等）
- 認定仕様のルールの徹底

- 認定の取り消しや改善指示等のルールの整備

社会資本整備審議会建築分科会
基本制度部会 委員名簿

委員(部会長代理)	久保 哲夫	東京大学大学院教授
委員	櫻井 敬子	学習院大学教授
委員(部会長)	村上 周三	(独)建築研究所理事長
臨時委員	青木 宏之	(社)全国中小建築工事業団体連合会会長
	大森 文彦	東洋大学教授・弁護士
	澤田 雅紀	全国建設労働組合総連合工務店対策部長
	菅原 進一	東京理科大学教授
	辻本 誠	東京理科大学教授
	藤本 昌也	(社)日本建築士会連合会副会長
	古阪 秀三	京都大学大学院准教授
	野城 智也	東京大学教授
専門委員	飯塚 悦功	東京大学大学院教授
	出江 寛	(社)日本建築家協会会長
	大滝 厚	明治大学教授
	金指 潔	(社)住宅生産団体連合会監事
	可児 才介	(社)建築業協会設計部会長
	島野 康	(独)国民生活センター理事
	清家 剛	東京大学准教授
	高谷 進	元日弁連住宅紛争処理機関検討委員会委員長
	只腰 憲久	東京都都市整備局長
	戸田 晴久	大阪府住宅まちづくり部長
	富田 育男	(社)日本建材・住宅設備産業協会 専務理事
	仲谷 一郎	(財)建材試験センター 性能評価本部副部長
	三栖 邦博	(社)日本建築士事務協会連合会会長
	向殿 政男	明治大学理工学部教授

防耐火構造・防火材料の大臣認定制度について

I. 防耐火構造について

耐火構造や防火構造は、火災時の建築物の倒壊や建築物内部の火災拡大を防止する性能、また周囲からの火災の延焼を防止または抑制する性能を有する柱、はり、壁、床等の構造をいう。

○ 防耐火構造の要求性能及びそれが必要となる部位は、以下の表のとおりである。

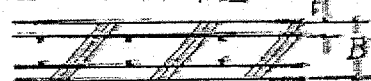
防耐火構造	対応する建築物		要求性能
	建築物の種類	対象部位	
耐火構造 (法第2条第7号)	耐火建築物	間仕切壁、 外壁、柱、 床、はり、 屋根、階段	通常火災が終了するまでの間、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するための性能 (30分、1・2・3時間)
準耐火構造 (法第2条第7号の2)	準耐火建築物	間仕切壁、 外壁、柱、 床、はり、 屋根、軒裏、 階段	通常火災による延焼を抑制するための性能 (30分、45分、1時間)
防火構造 (法第2条第8号)	準防火地域の木造建築物等	外壁、軒裏	建築物の周囲において発生する通常火災による延焼を抑制するための性能 (30分)
準防火構造 (法第23条)	22条区域の木造建築物等	外壁	建築物の周囲において発生する通常火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するための性能 (20分)

○ 国土交通大臣が告示で定めたものと、大臣が認定したものがある。

・耐火構造：

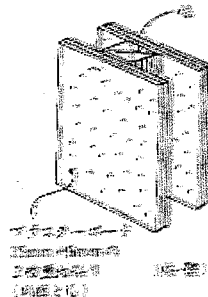
耐火性能(通常火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するための性能)を有する鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の構造。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものがある

鉄筋コンクリート造

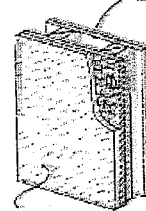


・準耐火構造：

準耐火性能(通常火災による延焼を抑制するための性能)を有する木造等の構造。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものがある。



木毛モルタル壁又は石膏ボード 屋内側



モルタル壁又は石膏ボード (50mm以上)

・防火構造：

防火性能(屋外で発生した火災に対して30分間構造耐力を失わないこと等)をもった外壁又は軒裏。告示に定められたものと、国土交通大臣が認定したものがある。

Ⅱ. 防火材料について

防火材料は、火災の拡大を抑制するために、建築物の内装材等に使用が求められる材料をいう。

○ 防火材料の要求性能及びそれが必要となる部位は、以下の表のとおりである。

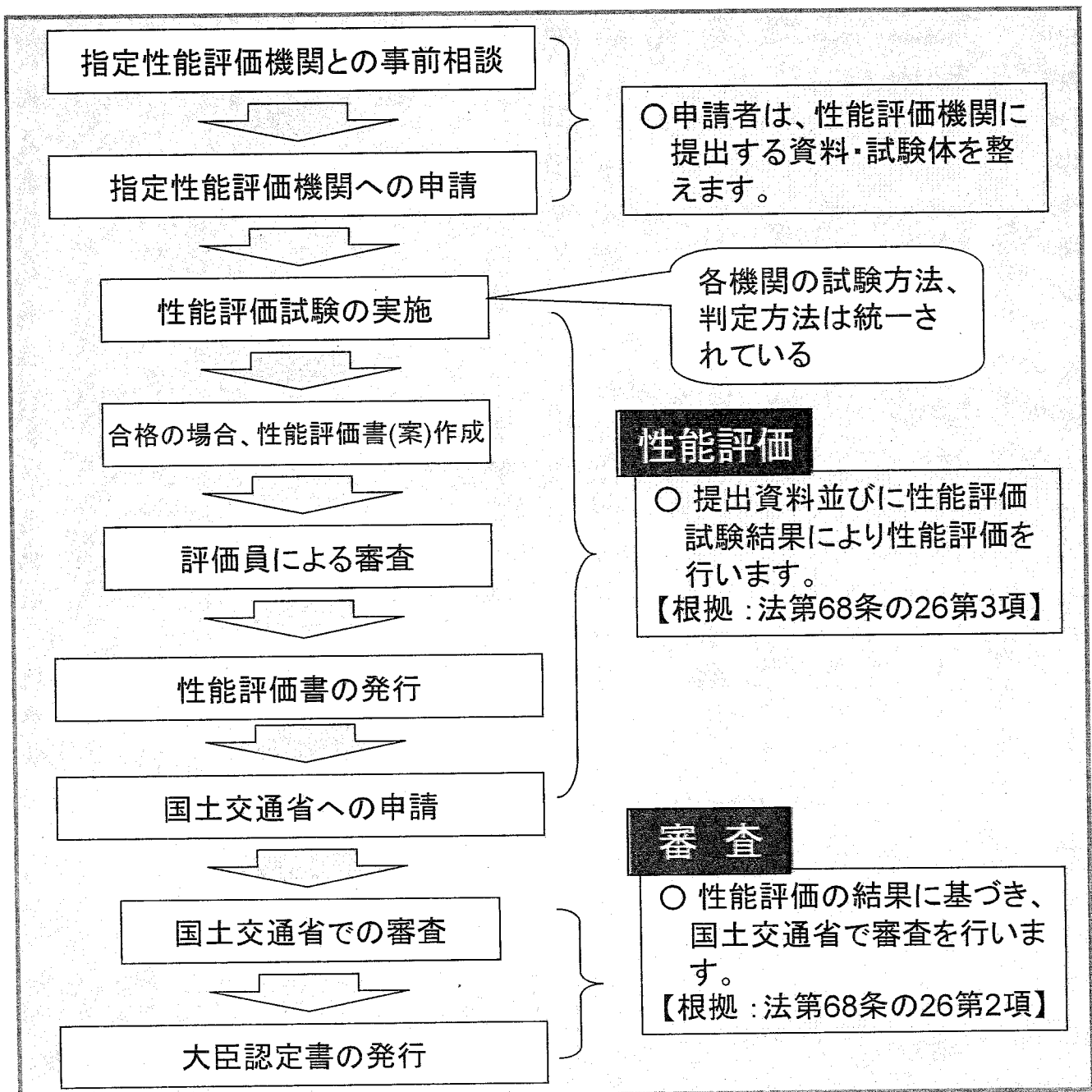
防火材料	仕様で規定されたもの	要求時間	要求性能
不燃材料 (法第2条第9号)	鉄、コンクリート、ガラス、 モルタル等 (H12.建告第 1400号)	20分	① 燃焼しないこと
準不燃材料 (令第1条第5号)	9mm以上の石膏ボード、 15mm以上の木毛セメント 板等 (H12.建告第1401号)	10分	② 防火上有害な 変形、溶融、き 裂その他の損傷 を生じないこと
難燃材料 (令第1条第6号)	7mm以上の石膏ボード、 5.5mm以上の難燃合板等 (H12.建告第1402号)	5分	③ 避難上有害な 煙又はガスを発 生しないこと

○ 国土交通大臣が告示で定めたものと、大臣が認定したものがある。

大臣認定(構造方法等の認定)について

大臣認定(構造方法等の認定)とは、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度であり(建築基準法第68条の26)、以下の2つのプロセスを経て実施される。

- ①性能評価：申請のあった構造方法等の性能を確かめるための技術評価。
国土交通大臣の指定を受けた指定性能評価機関において行われる。
- ②審査：性能評価に基づいて行われる審査。
指定性能評価機関において行われた性能評価書に基づいて、国土交通省において行われる。



■ 防耐火構造の試験方法について

(試験方法)

- ・ 加熱炉に試験体を設置し、定められた加熱曲線(ISO 規格)にしたがって加熱する。
- ・ 耐力壁、柱、梁、床等は荷重をかけながら加熱する(載荷加熱試験)。
- ・ 部位、構造によって求められる性能を確認する。

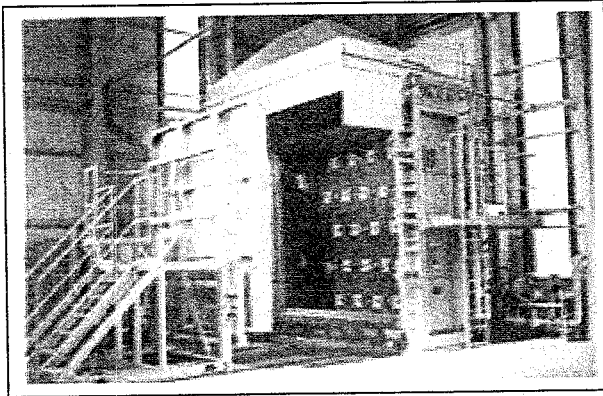
例) 耐力壁の場合

所定の時間

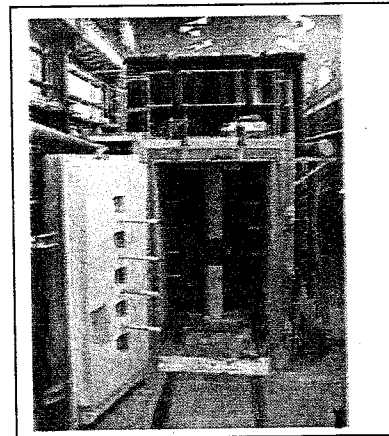
- ・ 構造耐力上支障のある損傷を生じないこと(非損傷性)
- ・ 裏面に炎が貫通しないこと(遮炎性)
- ・ 裏面温度が一定以上上昇しないこと(遮熱性)

を確認する。

試験炉の例(壁用)



(柱用)



(参考 指定性能評価機関)

- (財) 日本建築センター
- (財) 建材試験センター
- (財) ベターリビング
- (財) 日本建築総合試験所
- (財) 日本住宅・木材技術センター
- 北海道立北方建築総合試験所

(参考)

■防耐火構造・防火材料の性能評価を行っている指定性能評価機関

機関名称	住所	当初指定日
(財)日本建築センター	〒101-8986 東京都千代田区外神田6丁目1番8号	2000/6/16
(財)建材試験センター	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-8	2000/6/16
(財)ベターリビング	〒102-0071 東京都千代田区富士見2-14-36	2000/6/16
(財)日本建築総合試験所	〒540-0024 大阪府大阪市中央区南新町1-2-10	2000/6/29
(財)日本住宅・木材技術センター	〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2	2000/6/29
北海道立北方建築総合研究所	〒550-0014 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1-20	2001/12/21

※日本住宅・木材技術センターのみは、防耐火構造の性能評価のみを実施している。

② 参照条文：建築基準法（昭和25年法律第201号）

（構造方法等の認定）

第68条の26 構造方法等の認定（前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たっては、審査に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価（以下この条において単に「評価」という。）に基づきこれを行うものとする。
- 3 国土交通大臣は、第77条の56の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。
- 5 国土交通大臣が第3項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第7項の規定により申請する場合を除き、第3項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価書（以下この条において「性能評価書」という。）を第1項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第77条の57の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 7 外国において事業を行う者は、前項の承認を受けた者が作成した性能評価書を第1項の申請書に添えて構造方法等の認定を申請することができる。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。